

犯罪被害者等の刑事裁判参加

～ 犯罪被害者等の権利利益保護法案 ～

法務委員会調査室 ほんだ めぐみ
本多 恵美

1. 法律案提出の背景・経緯

近年、犯罪被害者等が被害回復や平穏な生活を取り戻すための十分な支援を受けられず、周囲からの理解・協力を得ることも難しく、事件の当事者でありながら刑事裁判等の情報も十分に得られないなど、様々な面で大変な困難に直面していることが広く知られるようになってきた。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする犯罪被害者等基本法（以下、「基本法」という。）が平成16年12月に成立、17年4月に施行された。さらに、基本法に基づいて犯罪被害者等基本計画（以下、「基本計画」という。）が17年12月に閣議決定され、総合的・長期的に講ずべき犯罪被害者等のための合計258の施策等が掲げられた。

基本計画の中では、刑事手続等に関し立法的な手当てが必要な事項として、(1)損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び実施、(2)公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施、(3)犯罪被害者等に関する情報の保護、(4)犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施、(5)民事訴訟におけるビデオリンク等の導入、が挙げられており、法務大臣は18年9月、これらの施策について法制審議会に対し諮問を行った。

法制審議会はこの諮問を受け、刑事法（犯罪被害者関係）部会及び民事訴訟法部会における審議を経て19年2月に答申を行い、同年3月13日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

2. 法律案の概要

(1) 被害者参加（刑事訴訟法の一部改正）

犯罪被害者等の刑事手続への関与拡充は、基本計画においても重点課題に係る具体的施策の5つの柱のうちの1つに掲げられるなど、犯罪被害者等からの現状に対する不満、改善の要望も強く、特に重大なテーマのひとつである。

本法律案においては、生命・身体・自由に関する重大な犯罪¹に係る被告事件の被害者等又はその法定代理人が、被告事件の手続への参加の申出を行い、裁判所が相当と認めれば、これが許されることとしている²。参加を認められた被害者等又はその法定代理人は「被害者参加人」として公判期日に出席することができ³、検察官の権限の行使・不行使（例えば「上訴しないこと」）に関し意見を述べることができる。検察官は、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明する義務を負うことになる。

さらに、公判期日に出席した被害者参加人は、以下の点で刑事手続に直接的に参加することができる。

ア 証人に対し、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）について、証人の供述の証明力を争うために必要な事項について尋問すること。

イ 心情等に関する意見陳述（刑事訴訟法第 292 条の 2、平成 12 年の改正で新設）及び下記ウの意見陳述をするために必要な場合に、被告人に対して質問をすること。

ウ 証拠調べが終わった後に訴因として特定された事実の範囲内で弁論として意見を陳述すること。

これらはいずれも尋問等の事項を明らかにして検察官に対して申出を行い、検察官が意見を付して裁判所に通知し、裁判所が相当と認めれば、申出をした者が尋問等を行うことができるという手続になっている⁴。

このほか、証人の付添人及び証人と被告人・傍聴人との間の遮へい措置と同様の措置を被害者参加人に対しても採ることができることとしている。

（ 2 ） 犯罪被害者等に関する情報の保護（刑事訴訟法の一部改正）

原則として、公開の法廷で起訴状を読み上げることになっている刑事裁判においては、被害者の氏名等が公開されることになり、性犯罪の被害者などはそれだけで著しく名誉や社会生活の平穩を害されるおそれがあることから、このような情報を保護する必要性が主張されてきた⁵。

本法律案においては、(1)性犯罪等の被害者等から申出があった場合、(2)(1)のほか、氏名・住所等の被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の身体・財産に害を加えられるなどのおそれがあると認められる場合、裁判所は相当と認めるとき公開の法廷で被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をすることができる。

また、証拠開示に当たって検察官は弁護人に対し、被害者特定事項が明らかにされると被害者等の名誉が害されるおそれがあるとき等はこれを被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人の防御に関し必要がある場合は除かれる。

（ 3 ） 民事訴訟における付添人・遮へい・ビデオリンク（民事訴訟法の一部改正）

刑事訴訟法において認められている証人尋問における付添人・遮へい措置・ビデオリンク方式による尋問を、民事訴訟法においても導入しようとするものである⁶。

証人の不安・緊張の緩和のための措置であり、その規定ぶりは刑事訴訟法と基本的に同様である。証人尋問、当事者本人尋問、法定代理人尋問において、これらの措置を活用し得ることとなる。

（ 4 ） 公判記録の閲覧・謄写（犯罪被害者等保護法の一部改正）

現在、被害者等が損害賠償請求を行うため必要な場合などに限定して公判記録の閲覧・謄写が認められているが、本法律案においてはこの要件を緩和し、被害者等については原

則認められることとする。

また、同種余罪の被害者等についても、正当性及び相当性が認められる場合には閲覧・謄写を認めることとする。

(5) 損害賠償命令（犯罪被害者等保護法の一部改正）

現在、犯罪という不法行為に基づく損害賠償を請求するためには、原則として刑事裁判とは別個に被害者等が原告となって民事裁判を提起する必要があるが、そのために必要な証拠等は原告自ら用意しなければならないなど様々な面で負担が大きく、刑事裁判の結果を利用して簡易迅速に損害賠償を請求できる制度を創設しようとするものである。

ア 損害賠償命令の申立て等

前述の被害者参加の対象事件¹から業務上過失致死傷等を除いた事件の被害者等は、当該被告事件の弁論の終結までに、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対して申し立てることができる。

イ 審理・裁判等

簡易迅速に手続を進めるため、刑事被告事件の有罪の言渡しがあった直後に最初の審理期日を開くことを原則とし、4回以内の審理期日で審理を終結しなければならないこととする。口頭弁論は任意であり、口頭弁論をしない場合は、裁判所は当事者を審尋することができる。

この手続を進める裁判所は刑事被告事件を担当した裁判所であり、刑事被告事件の訴訟記録のうち必要でないと認めるもの以外の取調べをすることが義務付けられる。

損害賠償命令の申立てについての裁判は決定書を作成して当事者に送達しなければならないが、相当と認められるときは当事者が出頭する審理期日において口頭で告知することもできる。

また、裁判所は必要があると認めるときは申立て又は職権により仮執行宣言をすることができる。

ウ 異議等

当事者は、決定書の送達又は口頭での告知を受けた日から2週間の不変期間内に異議の申立てをすることができる。適法な異議の申立てがないときは、確定判決と同一の効力を有することになり、適法な異議の申立てがあったときは仮執行の宣言を付したものの以外は効力を失い、通常の民事訴訟の訴えの提起があったものとみなされる。

エ 民事訴訟手続への移行

4回以内の審理期日で審理を終結することが困難である場合、裁判所は職権又は申立てによって損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。また、(1)刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでに申立人から民事訴訟手続への移行を求める申述があったとき、(2)損害賠償命令の申立てについての裁判の告知があるまでに、当事者から民事訴訟手続への移行を求める申述があり、相手方の同意があったとき、裁判所は損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をしなければならない。

これらによって損害賠償命令事件が終了した場合、適法な異議の申立てがあったと

きと同様に、通常の民事訴訟手続へと移行する。

オ 手数料

通常の民事訴訟手続によって損害賠償を請求するには、請求額に応じた印紙が必要となるが、簡易迅速に被害者等の救済を図ることを目的としている損害賠償命令手続においては、手数料を一律 2,000 円とすることとしている。

(6) その他

ア 犯罪被害者等保護法の題名改正

「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成 12 年法律第 75 号）」の題名を、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」と改める。

イ 施行期日

本法律案の被害者参加、損害賠償命令部分については公布の日から 1 年半以内、民事訴訟法の改正部分については公布の日から 1 年以内、犯罪被害者等に関する情報の保護、公判記録の閲覧・謄写部分については公布の日から半年以内に施行することとしている。

3. 主な論点

(1) 被害者参加

被害者等が刑事手続に直接参加する制度を導入することについては、被害者等の強い要望を反映するものであり、基本計画に掲げられた事項の立法化である一方で、各方面から慎重論や反対意見が出されている。

まず、国家が刑罰権を持つという近代刑事司法の在り方そのものを揺るがすのではないかと、という見方がある。そのような立場からは、被害者等が法廷で被告人に直接質問などを行うことは、私的復讐が理性的な裁判と国家による刑罰に昇華されてきたという歴史の流れに逆行し、法廷を復讐の場に変え、もって復讐の連鎖を生み出しかねないとの指摘がなされている。

刑事手続に関与する被害者等の身分をどのように位置付けるかによっては、まさに刑事司法の在り方の根幹までも変容させることになるであろうが、今回導入されることとなっている制度では、検察官と同様の訴訟活動を行う主体となるわけではなく、公判期日に出席する訴訟関係者とはなるが、訴訟当事者とはならない。手続への参加、公判期日への出席、証人尋問、被告人質問、論告後の意見陳述と、すべてが裁判所により相当と認められた場合に許されるものであり、事情の変更等によって取り消され得ることを考えれば、手続面においては様々な変化があるものの、直ちに刑事司法の在り方の根幹を変えらばとは言えないのではないかと。

また、被害者等が法廷で感情的な発言等を行うことにより、法廷が混乱する、裁判員裁判の場合に裁判員が不合理な影響を受ける、更にはそれが量刑における過度の重罰化につ

ながりかねない、といった指摘がなされている。

これに対しては、被害者支援団体等から、被害者等の参加は既に実施されている意見陳述や証人としての出席と大きく異なるものではなく、現在、大きな混乱を招くといった事態も聞かない、加害者に迅速に刑罰を与えてもらいたい被害者側が裁判を混乱させるようなことはないとの反論がなされている。

しかし、一般的に言って、被害者等が被告人の言い分などを聞きながら完全に冷静で理性的であり続けることを前提に制度の設計・運用を考えるのは妥当ではないだろう。また、被害者等の生の声を聞いて裁判員が過度に感情移入してしまい、厳罰に処すべきだという意見に傾くというような事態を全く否定することも困難であろう。

この点については、被害者等の参加、発言などが相当でないと認められる場合には、まず検察官の関与があるにしても、最終的にこれを許可しない、取り消す、制限する裁判所が、どのように運用していくかにかかっている。本制度導入の目的が犯罪被害者等の権利利益の保護、尊厳にふさわしい処遇の確保であることを十分に認識しつつ、適正な裁判の運営を確保するため、裁判所による公平公正での確な運用が重要になるであろう。

さらに、犯罪被害者支援団体等の中にも様々な意見があり、このような制度ができることにより、様々な理由によって裁判に出席できない被害者等の被害感情が軽く見られる、出席した場合に被告人等の発言によって二次被害を受けかねない等の反対意見も述べられている。これらも根拠のない懸念と断じることのできないものであり、実際に参加制度を導入していくに当たっては、十分に配慮する必要があるであろう。

このほか、被告人の防御が著しく困難になるおそれがあるといった指摘、このような直接参加制度よりもまず被害者等に公費によって弁護士を付けることを制度化する方が望ましいといった指摘もある。

(2) 損害賠償命令

犯罪被害者等が簡易迅速に被害回復を図れるようにという趣旨の制度であるが、申立てを行うことができるのは刑事裁判の弁論終結までとされているため、この申立てによる刑事裁判への影響がいくつかの観点から指摘されている。

まず、刑事裁判の結果が損害賠償額にも直結していくと考えられるため、被告人が刑事裁判では特に争点とならないような事実関係についても細かく争うようになるなど、刑事裁判の長期化につながるという指摘がある。

また、被告人が損害賠償額への影響を考えて被害者の落ち度を指摘するという事態も考えられ、被害者等が法廷で二次被害を受けることにつながるという指摘もある。

このような影響については、簡易迅速な被害回復という制度の趣旨を損なわないよう、最小限に食い止める努力が必要となる。

このほか、一律2,000円という手数料の妥当性、裁判所の職権による民事訴訟手続への移行が損害賠償命令制度を形骸化するおそれ、対象事件の範囲の妥当性といった論点が考えられる。

(3) 公判記録の閲覧・謄写

要件が緩和され、対象者が拡充されることから、第三者への流布などによる裁判への影響、関係者の名誉、プライバシーの侵害といった事態が起きないように、目的外使用に対し、実効性ある防止策が求められる。

4. おわりに

刑事裁判等において事件の当事者であるはずの犯罪被害者等が長らく蚊帳の外に置かれてきたという事実や、犯罪被害者等の権利を保護・拡充すべきであるという方向性については、今日においては大半の国民に認識され、共感を得ているのではないかと思われる。そうした認識が基本法、基本計画の制定へとつながり、更に具体的な施策へとつながっているとされるが、本法律案の内容、とりわけ犯罪被害者等の刑事裁判への直接参加についてはいささか驚きをもって受け止める向きが強いように見受けられる⁷。

刑事裁判をはじめ、司法制度に対して国民は公平さ、公正さを強く期待しており、その制度変更に対して様々な懸念、不安を抱くのはそうした期待の裏返しでもある。

本法律案に対する各種の懸念、不安についても、簡単に杞憂だと切り捨てることなく、どのようにすれば被害者、被告人双方の権利が適正に確保され、国民に信頼される刑事裁判、司法制度としての役割を果たせるのか、慎重に検討することが求められている。

1 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ、強姦等（刑法第176条～第178条）、業務上過失致死傷等（第211条第1項）、逮捕及び監禁（第220条）、未成年者略取及び誘拐、人身売買等（第224条～第227条）、～の犯罪行為を含む犯罪、これらの未遂罪

2 当該被告事件が被害者参加の対象事件でなくなった場合、被害者参加人の参加を認めることが相当でない判断されるようになった場合などには取り消される。

3 人数が多い場合など出席を制限される場合もある。

4 証人尋問、被告人質問に際し、当該尋問等の事項について検察官が自ら行う場合を除く。

5 現在、被害者又は検察官が申し出て、裁判官及び弁護人が同意した場合に限り、仮名で呼ぶなど運用により保護している。

6 現在、付添人・遮へいの措置については裁判長の訴訟指揮権により運用で行っている。

7 法制審議会における要綱案取りまとめを受けた毎日（19.2.1）、産経（19.2.1）、朝日（19.2.2）、讀賣（19.2.3）、日経（19.2.1）各紙社説を参照した上での筆者の印象。